

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(簡易水道・水道・病院事業会計)

(令和6年9月13日)
〔第1日〕

審査内容

議案第 55 号	令和 5 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について.....	4
議案第 56 号	令和 5 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について.....	4
議案第 57 号	令和 5 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について ..	20
議案第 58 号	令和 5 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .	20
議案第 59 号	令和 5 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ..	20
議案第 60 号	令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	27

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	竹下 泰信	副 委 員 長	待永るい子
議 長	江口 孝二	副 議 長	川下 武則
委 員	坂口 久信	委 員	山口 一生
委 員	峰 正雄	委 員	森田 政則
委 員	大鋸 美里	議 選 監 査 委 員	田川 浩
事 務 局 長	今泉 哲也	書 記	下川 慎二

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	毎原 哲也
会 計 課 長	森川 陽子	財 政 課 長	西村 芳幸
健 康 増 進 課 長	中溝 忠則	環 境 水 道 課 長	川崎 和久
太良病院事務長	井田 光寛	財政課財政係長	江口 薫
税務課収納係長	小柳裕一郎	健康増進課保険係長	竹下 清信
健康増進課健康づくり係長	福田 里美	環境水道課環境係長	山口 武徳
環境水道課水道係長	境田 裕也	環境水道課簡易水道係長	樋口 和規
太良病院経営管理係兼医事係長	中野 浩輔	太良病院経営管理係員	宮崎 達也

以上 28 名

午前9時27分 開会

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

定刻より5分ほど早いですがけれども、ただいまから決算審査特別委員会を開催したいというふうに思います。

今回決算審査特別委員会の進行役を拝命されました竹下でございます。この委員会が円滑に進行できるように努めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。副委員長につきましては待永議員が就任しておりますので、あわせてよろしくお願いします。

それでは本日から3日間にわたって行われます決算審査特別委員会につきましては、町が執行いたしました各種事業単位の成果、またそれらが町民サービスの全体の向上にどのように寄与したかを検証する委員会でございます。企業会計、一般会計等の決算審査につきましては、委員各位には執行部から各会計の決算書及び行政実績報告書、あわせて監査委員の意見書等書類が配布されております。委員会の開催にあたり委員各位には事前に配布書類の精査をお願いしており、簡潔で積極的な御意見と御質問をお願いするものであります。以上簡単ではございますけど、挨拶といたします。

それではただいまから決算審査特別委員会を開催いたしまして、審査を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は1名所賀議員が体調不良のため欠席ですので、9名となっております。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

お諮りいたします。お手元に決算審査特別委員会の議題を配布しておりますので御覧いただきたいと思います。

本日はこの議題の2、付託議案審査案件の、②の議案第55号から⑦議案第60号までの3つの特別会計と3つの企業会計、合わせて6つの案件を審査し、採決し、第2日目、第3日目に①の議案第54号、一般会計を審査したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。

よって、本日は3つの特別会計と3つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定をいたします。

ただいまから審議に入ります。

お諮りいたします。ただいまから特別会計の審議に入りますけれども、後期高齢者医療特別会計、及び国民健康保険特別会計の2つの特別会計を一括して審議したいと思います。

これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第 55 号令和 5 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 56 号令和 5 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について、決算書の 228 ページから 275 ページまで、行政実績報告書では 77 ページから 90 ページまでの一括審議に入ります。

議案第 55 号 令和 5 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 56 号 令和 5 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

○健康増進課長（中溝忠則君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名と及びページ数を言ってから質疑をお願いしたいと思います。

質疑の方ありませんでしょうか。

○山口委員

行政実績報告書の 79 ページの保険料の納付についてなんですけども、ここに年金額の半分、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額が年金額の半分以上を超える場合は、特別徴収とはならず、納付書払いまたは、口座振替となるとありますけれども、これ対象の方っていらっしゃるんですか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

今年度の直近のデータを基にちょっとお話をさせていただきたいと思います。当初賦課決定通知につきましては、令和 6 年の 6 月に通知をしたあと、この特別徴収 2 分の 1 判定で特別徴収ができない方につきましては、翌 7 月のほうに通知を送らせていただいております。その通知の内容をここに私ちょっと今回見させていただきまして、約 70 件程度該当

がございました。

以上でございます。

○山口委員

70 件の方が年金額の半分以上を超えているということで、その方は収納状況とか見てると、その後期高齢者医療保険料というのは、滞納がないような感じでデータがあるんですけども、その年金の半分以上を超えても、そうやって払えるもんなんですかね。どうやって無理やりに払ってもらっているような感じなんですか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

今回この該当者の方ですね、所得の状況等を見せていただきました。大部分の方が年金収入以外の収入を持たれている方がやはり収入が大きくなってそれで保険料が大きくなる。そもそも年金収入が少ない方というのは、保険料自体が圧縮されていますので、大部分の方が2分の1判定というのに引っかからないような制度設計になっております。

以上でございます。

○山口委員

そしたらそのもともとその後期高齢者にはあたるけれども、お仕事を何らかまだ現役でされていて、所得があるので、年金に換算したら半分以上を超えるけれども、その支払うのが難しいとかそういう状況の方じゃないことですね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

議員お見込みのとおりでございます。

○森田委員

実績報告書の88ページの総務費の納税奨励金の状況が記載されていますけども、奨励金の金額はどういった方法で算出されているのですか。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

お答えいたします。

納税奨励金につきましては、各納税組合が保険料を完納した場合の徴収税額の100分の2.0以内というところで算出をしております。100円未満切り捨てで算出しております。

○大鋸委員

今の森田委員の質問にちょっと関連なんですけども、その納税奨励金というので、昨年度よりは増えている、納税班が増えているということなんですけども、納税その未収金を見るとまだ結構残ってらっしゃるというのが結構あるんですが、これ未収金というのは結構同じ人がずっと支払っていないというのか、大体もうランダムにこう違う人が払っていないのかその辺のところってどうなんですか。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

お答えいたします。

今議員さんおっしゃられた2種類あります。両方ですね。同じ人が残していく方もいらっしゃるし、年度ごとに新しい方というのもあります。

○大鋸委員

そういう場合はずっともう払ってない方っていうのはもうその間はずっと納税奨励金がないという状況が続いているということですか。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

納税奨励金はその年の現年度ごとで出しておりますので、前年度が完納じゃなかったからといって、その年が完納にならないとは限りません。納税組合とか……そうですけど、完納になったりとかならなかったりというのは年によりまちまちになっている……。

○大鋸委員

このシステムというのは国のシステムになるんですか。大元のシステム。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

これ町独自のシステムです。

○山口委員

後期高齢者医療制度の79ページの歳入というのが4.9%伸びていますと。もう1つ歳出のほうで4.5%伸びていますということで、入ってくるのも増えているけど、出ていくのも増えていると。これの原因というのはその対象となる高齢者の方の数が増えていっててというのが原因になるんでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えいたします。

歳入のまず増額となっている要因ですけども、1つは保険料収入の増額、こちらが380万円程度増額しております。もう一点が一般会計繰入金こちらもおよそ380万円程度上がっております。この内訳としましては、この一般会計繰入金、事務費繰入金と基盤安定分と分かれていますけども、こちらの今回事務費分が300万円程度、基盤安定分が約80万円程度増えている状況でございます。対して歳出につきましては、今回700万円程度増加になっている理由としまして、大きな要因となっているところが広域連合納付金が710万円程度増加となっております。この中身につきましては、先程保険料の増加の分ですね。350万円程度、合わせて保険基盤安定負担金の分の増加が先程収入のほうでも申し上げました80万円程度で共通経費のこちら後期高齢者医療広域連合での事務費等で使われる分ですけども、こちらが280万円程度増加しているということが原因となっております。

以上でございます。

○山口委員

その負担金ですよ、佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金というのが700万円ぐらい

増加していると思うんですけど、これは今後も増加し続けるような見込みなんでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えいたします。

こちらの納付金につきましては、あくまでその保険料というのが対象となっておりますので、当然被保険者さんの状況、人数が増えて所得が高い方が多くいらっしゃれば保険料収入が大きくなった分をまた納付金として払い出しますので、増加の原因となる可能性はあると思われます。あと、共通経費につきましてもこちらはあくまで佐賀県後期高齢者医療広域連合のほうから通達をなされて支払いをさせていただいているものでございますので、状況によっては増減が翌年以降の発生していく可能性は十分あると思われます。

以上でございます。

○峰委員

実績報告書の79ページ、保険料の介護保険の原則として年金から天引きとなっておりますけど、私誕生日がきて、それからその年金支払いの月が偶数月となっておりますよね。誕生日かきたらもうその月に年金からの天引きじゃなくて、もうすぐに支払いをせろというような通知がくるわけですよね。それで私の友達も30日生まれで、1日であっても1カ月分の保険料を払えてというような通知がきたということであって、こい払わんまんとてあったばってん、そら払わんばろうだいていう話になってですよ。その辺の日割とかそういったことはしないで、1ヶ月分を年金じゃなくて振込用紙で払えてというような通知がくるといことですけど、その辺はどうですか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えいたします。

保険料の算定につきましては、月末時点で被保険者資格があられる方、月単位にて保険料のほうを算定させていただいておりますので、先程峰議員さんがおっしゃられた30日が月末だったとした場合に、30日に資格取得された方、この方についても1カ月の保険料が発生いたします。

以上でございます。

○峰委員

それともう一つ今から団塊の世代の方が今からどんどん増えていくわけですよね。団塊の世代の方が後期高齢になられて、今2～3年でこれからまだどんどん人口が増えていくわけですけど、そういった場合その経営的というか運営的にはどうなっていくのか。その人間は増えるけん、収入が増えて運営がうまくいくのか。それとも経営が悪くなっていくのか、その辺はどうでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えいたします。

後期高齢者医療保険の状況等につきましては、まずもって歳出の見込みとか推計値で出されていらっしゃると思います。後期につきましては、2年に1回保険料等の改定をさせていただいている状況でございます。あくまでその推計値に基づいて、歳入の状況を試算して必要な額をそこで補填させていただくというのが保険医療制度の根幹となっていると思いますので、当然推計値に基づいて現在の保険制度が継続できるように進められていくものというふうに考えています。

以上でございます。

○峰委員

もう一つ、国民保険の健康保険のところ82ページ。健康保険の上限と、それと最低が分かったら、保険料がですね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

令和6年度現在ということによろしいでしょうか。賦課限度額の上限につきましては、106万円というふうになっております。太良町の国保税につきましては、この賦課限度額については、国のほうの法律が改正される都度、変更をさせていただいている状況でありますけれども、今現在太良町の国保税率については平成23年度一般税率改正をした以降は国保被保険者の負担軽減等を鑑みまして、据え置きというかたちで取らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○峰委員

最低は。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

失礼しました。

ちょっとお時間いただいてよろしいですか。令和6年度の一番最低限の保険税になられる場合で年間2万4,600円になります。こちら保険料の軽減が7割軽減に該当された方がこの2万4,600円という金額になります。

以上でございます。

○待永委員

77ページの後期高齢者、大体その後期高齢者75歳からですかね。なんですけど、14名の方がその年齢以下で後期高齢になっておりますけれども、理由は为什么呢。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

現在14名の方が対象となられております。身体障害者手帳を取得されている方で基準に合致される方が11名、障害年金にて対象となられている方が3名の合計14名でございます。

以上でございます。

○待永委員

その国保じゃなくて、この後期高齢のほうにした方がこの方たちのメリットっていうすかね。それはどういうことで申請されて後期高齢になっているんでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

その世帯のケース状況にもよりますけども、保険料の減額につながれるケースもございます。もう一点は70歳未満の方でいいますのは、基本的には3割ご負担をしていただいているかと思われます。こちらの負担割合が3割から2割もしくは1割に軽減されるというのが考えられるところでございます。

以上でございます。

○待永委員

そしたら後期高齢でそれこそ3割負担に上がった方は何人ぐらいらっしゃいますか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

令和5年度末の情報で申し訳ございません。表2のとおり69名の方が3割負担の対象となられております。

以上でございます。

○森田委員

先程の大鋸議員の関連で、88ページの上のほうなんですけど、納税奨励金でですね、納税組合の班を町内太良町独自で作っているということだったんですが、これは作っていないところもあるんですか。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

お答えいたします。

区の中で作っていないところはありません。55全行政区に納税組合は存在しております。

○森田委員

先程滞納された方がいたら、奨励金もらえないということだったんですよね。その毎年同じ方が滞納しているから、もう作っている意味が無いから、作らないとか言われるのがおられるのかなと思って質問させていただきました。

○税務課収納係長（小柳裕一郎君）

私が担当になりましてから、納税組合が解散したという申出は受けておりません。

○山口委員

国保についてなんですけど、何ページというのはないんですけど、令和7年か8年ぐらいにその国保の負担の割合を県内一律にするというのがありますが、それ大体何年か

ら開始になるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今現在国保の税率を今各 10 市 10 町各自治体のほうで率をどういうふうにしていくかというのを今検討をしている段階でございますので、これは県のほうが一律に保険税を一定間の保険料を定めていただければよかったんですけど、やはり各市町によって所得の制限があつて金額が今の段階バラバラなんです。例えば均等割、平等割、所得割なんかやっているんですけど、なかなか税率が各 10 市 10 町で異なっておりますので、今現在うちのほうも独自で町独自でその率を出して、今度国保の運営協議会のほうにもそこら辺のあたりを、あくまでも暫定の率というのをお示しをしようかと思っているんですけど、完全にはその県自体で完全に税率がスタートするのが、令和 12 年度でございます。これが 1 つのリミットでございますので、それに向けて太良町独自でも先程言いました、均等割、所得割の税を定めてお示しをするようになっていきますので、最終的には令和 12 年度がスタートという時期でございます。

以上でございます。

○山口委員

そしたらその令和 12 年度からは国保に加入されてる方の負担は増えるということなんのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今現在の税率先程言いました、所得割、均等割につきましては、高かったり、低かったり、各市町で変わっておりますので、それが令和 12 年度からは一斉に県統一になりますので、このところは太良町が低かったんですけど、ここが高くなったよねというのがありますので、一概に高くなったのか、低くなったのかちょっと比べ方ができないようになっていきますので、高くなったところもあれば、低くなったところもありますので一概に低い、高いここではちょっと発言できません。

以上です。

○山口委員

一律になるということで、その町民さんの割合的にその国保に入られている方が太良町は多いんですけど、その負担が増えるようなことが予定されていれば、あらかじめ段階的に保険料を徐々に上げるとか、令和 12 年度以降から改めて段階的に上げながら町が差額を負担するとか、何らかそのショックを緩和するような措置があるのかなと思っています。それ何で言っているかという、国民健康保険税を滞納されている方っていうのが、ここ 2 年ぐらいで結構増えていまして、そういった方がどういう方々、例えばそのもう何故払

えなくなっているのかという理由が、例えば物価が上がっているとか、生活が苦しくなっているとか、1人で暮らされているとか、そういう理由であれば、保険税がもし上がったとしたら、例えば今58名ぐらいなのが100人とか200人とかになる可能性もあるので、その辺りのどういう状況に滞納されている方が生活状況にあるのかというのと、それをちょっと緩和する策みたいなのは今後考えられるものなのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

この前の国保運営委員会のなかでも話があったとですけど、今言われるごと県が令和12年度から統一したときボンと上げられるかも分かんわけたいね。そいで今うちは正直言っ、まず高うなかところにあるわけです。じゃあそれを段階的に上げるていうのは、どういった時点で、どういう理由で上げていくかていうことを分かんわけですたいね。うちは基金は持っている。しかし一般財源からも繰り出しも過去にもしたと。そういったことはしないように、できるだけ国保は国保関係者だけで賄ってもらていうのが原則ですから、今後はそういった基金とか何かは利用するていうことはあり得んじやろと思います。しかしその今言われるように滞納者も増えてるていうのは、やはりコロナであったりとか、いろいろな今まで所得は上げよったばってん、上げきらじおってそういったことも国保世帯でおられるわけですたいね。ですからそういったところも見ながらいかんばけん、じゃあ国保の税を上げたときもっと逆に滞納が増えるんじゃないかというふうなことで、そこら辺ものすご悩ましかところにあるわけです。ですから、一概にその県になったときボンと上がればそりゃ確かに心配ですけども、それも県が統一してやられればこれどこでもこういった問題が出てくると思います。ですから今の時点でうちがちょっと、段階的に上げていこうかていう時期ではないと。やはりかなり国保世帯ていうのは厳しい状況にあるのかなと思っておりますので。全体的に何が厳しいて、どういったところが厳しいじゃなくて、全体的なこの国保の対象者を見たとき、収入もなく厳しい状況にあるんじゃないかなと、ここで上げたとき滞納が起きるていうこともありますので。上げたかばってん、県のほうからは少し上げたがようなかですかていう指導はあっていると。そういう話やったばってんが、私はいや、まだていうふうなことで話をしているわけです。ですからここについてはまた国保運営委員会がありますので、そういったところのなかでおいおいまた享受しながら取り組んでいく必要があるのかなと思っております。答えにならんやったばってんがそういう状況です。

○副議長（川下武則君）

87 ページで、今年6千600万、何にこい使ったとか、取り崩しということですけど。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

取り崩しの6千600万円の件ですけども、すいません予算時の算定時点ベースについての

充当財源の考え方でいきますと、1千600万円を今現在進めております、県内20市町で進めております国保のシステムの標準化を進めるための委託料の経費として1千600万円。残りの5千万円が国保の医療費負担金、こちら県のほうに支払いをさせていただく分になるんですけど、そちらのほうに財源を充当させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（川下武則君）

これを見ますと、令和5年度末の現在高が1億6,000千万ちょっとあつじやなかですか。こいで担当課長その11年まで持たせきるかどうか。ほかに大きな支出がなければよかばってんて。ごっとい私も委員会この前佐賀に行ったときもそい見とったけんが思ったとばってん。町長も心配しよっごとなるべく上げんでよかごとして今の状態で試算をしたり、やっていけるかどうかそこら辺を委員の皆さんにもしあなたが分かる範囲内でよかけんですよ。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今川下議員のほうから、基金残高が1億6,600万円あるけど、今後どうなのかと。運営はどうなのかという御指摘でございますけど、先程私が申し上げたとおり、令和12年度が10市10町スタートでございますので、うちのほうとしても、やはり町民の皆さんにはやはり税金を多めにやはり掛けたくないというのが本当正直な気持ちでございます。しかしながらやはりあの高い部分と低い部分がございますので、県のほうからそういった数値が出れば、それに従うしかないんじゃないかなと思うんですけど、今のところ現段階では課内でも協議をして行っているんですけど、今度運協がございますので、ある程度のあくまでも今の基金残高で率をこうしたらこうなりますよていうのを今作っている最中でございますので、ちょっとこの段階ではこれだよていう提言はできないんですけど、もうしばらく運協開催されますので、そこらあたりはある程度の数字は暫定版ということでお示しできるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○森田委員

報告書の90ページですけど、特定健診の受診率がありますけど、過去3年間記載してありますけど、これ多分コロナの影響の数字だと思うんですが、その前の以前の数字は大体どのくらいの受診率あっているんでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

令和元年、令和2年の数値を報告させていただきます。令和元年につきましては、52.3%の受診率。対象者数が1,777名に対して930名の受診者数でございました。続きまして、

令和2年度ですけれども、対象者数1,749名、受診者数の781名、44.7%という数字になっております。

以上でございます。

○森田委員

これは大体50%近くだったということですが、これを上げるために何か町として工夫されているってことは何かありますか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

まずもってコロナショックで受診率の大幅な低下を見せたところだったんですけども、現在増加をさせていただいている状況となっております。この理由としましては、特定健診の受診回数、集団健診の受診機会を増やすために、実施月を増やしたりしております。また、未受診者対策としまして、ナッジ理論に基づいて未受診者の方に受けてもらえるような、通知を送付させていただいているような状況となっております。

以上でございます。

○森田委員

佐賀県は特に高血圧とかで亡くなる方が多いと聞いております。太良町も多分その範囲内かなと思いますけど、1人でも受診をしてもらって、そういう方が1人でも減ればと思っておりますので、これからもよろしくお願いします。

○大鋸委員

今の森田議員のに関連ですけれども、実績のほうで利用者の数と実施率が上がっておりますが、これは保健指導をしたというところの認識だと思うんですが、これ内容についてはどんな感じなんですかね。例えば保健指導をする、そのあとの本人さんの行動変容といいますか、その辺のことについては何かこう結構なかなか難しいとか、結構うまくいっているとか、そういった反応というのはどういった状況ですか。

○健康増進課健康づくり係長（福田里美君）

お答えいたします。

保健指導の内容としましては、積極的支援と動機づけ支援とかいうメタボリックシンドロームに特化した指導をしなければいけない方の部類とそうでない方というところに大きな差はございます。特定保健指導という、そのメタボリックシンドロームの方に関しては、6カ月、もしくは3カ月の継続的な支援をしております。目標を立てていただいて、継続して応援したりとか、健康の指導をしたりとかそういうところで、特定保健の指導率というのは太良町はほかの市町に対しては高い率を示しておりますので、その分効果は少しは出ているのではないかと思います。

以上です。

○大鋸委員

ありがとうございます。国保の方なので、割と自営業とかをされて、一次産業の方が結構多いというふうな認識でいいかなと思うんですけど、割と自然のなかでやっている方って健康度というかそういうのがあられるので、普段の事務作業とかしている人たちからすると、行動意欲とかいうのはどうなんですか。割とやってくれるって印象があるのか、それともちょっと個々の分があるとは思うんですけど、その一次産業の町として何かそういう健康についての意識みたいなところは担当課としての印象としてどうなんですかね。

○健康増進課健康づくり係長（福田里美君）

お答えいたします。

一次産業が多いというところで、不規則な生活をされている方っていうのはやはり多いなというところで、漁師さんだったら朝ご飯を8時半とか、そういう普通の人が食べる時間帯に食べられないとかそういうところがありますので、したいと思っではいるけど、難しいというようなお声は多く聞かれます。ただ、そういう方にも席に座って朝ご飯をいただきますというかたちだけではなくて、何でもいいので、ミニトマトとかそういうものでもいいので、何かしら朝ご飯を食べて下さいねというような無理のない程度での保健指導というのを心掛けておりまして、そういったことなんでしょうかなというところではお話を聞いているので、その人に応じた保健指導というのを心掛けておりまして、実施できているのではないかと認識しております。

以上でございます。

○峰委員

報告書の89ページ。特定健診なんですけど、私も率を上げるために今年8月に受けたわけなんですけど、そのなかで胃の検診でバリウムを飲んで検診を受けたわけなんですけど、今の時代に胃透視っていうとは普通どうなのかという感じを受けたんですね。そして、私そのあと腹の調子の悪してちょっと病院に掛かったんですけど、カルシウムが腸のなかに残って、ついとっですって言われて、そういえば検診でバリウムば飲んだなっていう感じがしたとですよ。受診率を上げるともよかですけど、そういった今の時代にあった設備っていうか、そういうふうな考えはどうでしょうか。

○健康増進課健康づくり係長（福田里美君）

お答えいたします。

先程の胃検診というところですけども、胃検診はやはり胃カメラと胃透視とあると思うんですけども、どうしても集団健診で行うには胃カメラというのが難しいので、胃透視でも検診になります。その受診率を上げるという意味では、やはり胃透視というのは今までそれで原因が見つかった人もいらっしゃいますので、ある程度がん発見の効果は見込まれます。ですので今後全部を胃カメラというところは、ちょっと考えられないのではないかと思います。あと、石灰が見つかったということですけども、バリウムが腸で固

まってしまうようにというところで下剤の処方を、もらって帰られるとは思いますが、それでも、そういったところでご不安なところはお問い合わせ下さいというようなところでご案内はしておりますので、それで対応したいなとは思っております。

以上でございます。

○峰委員

その検診を受けて、前回受けたときにその下剤ば飲んで、そいで帰ってもう家までもてんやったっです。だけん今回はその家に帰ってから飲むけんて言うて用事をさばかして家に帰って飲んだわけですよ。だけん出の悪かったとかなくてという感じは受けたとですよ。あいどんそういうふうで検診でがんが見つかったということでありますので、私たちもとにかく検診ば受けんしゃいてそういうお話はします。胃のほうがもうちょっと何かあれば、よか方法のあれば考えとってみて下さい。

○町長（永淵孝幸君）

今の件ですけど、やはり私ももうバリウムのあいは飲まんとですよ。ずっと全部カメラ、胃検診すつときは。そういうことが若いときあったから。しかしそういった検診はやはり先程言われるごと、せんことには胃がん早期発見、早期治療ていうごと。今若い人が亡くないよところ、例えばお通夜に行ったら何やったね、原因はて必ず私聞きます。そしたら手遅れやったて。何やったねて。例えば大腸がんやったとか、胃がんやったとか肝臓がんやったとかそがんと聞くわけですよ。ですからやはり検診ていうとは必ずその町が一生懸命するじゃなくて、本人が自分の体を守るていうごとしてもらていうことで、やっぱり皆さん方も町からこういったときには自分の体は自分が守るていう意味で、検診は必ず受けて下さいと。何か受けて体調の悪かったときには相談してもらえ、そこでじゃこういう方法もありますよていうごたつことは教えてもらえと思っておりますので、そういったこととでお願いをしておきます。

○待永委員

83 ページですね。国保の被保険者の世帯の所得状況が載っているんですけど、200 万円未満の方が全体の 75.5%占めるわけですよ。前のページの 82 ページには年齢層をこう書いておりますけれども、60 歳以上、74 までの方が全体の 53%を占めている。この現状を見てこれからの国保の保険料のあり方についてどのように分析を担当課はしてありますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

確かに待永議員が言われるとおり、今国保の加入者は 2,400 人程度おられますけど、当然税収は悪うございます。……みかんもそんなに良くないと。たまねぎとかキウイは年齢、年代でいいときもあれば悪いんですけど、やはり所得水準ていうのは年々上がってなくて下がっている状況なんですよ。いかにその運営をしていくのかていうのは非常に国

保運営については非常に歴代の担当者も悩みをしてきたところなんですよね。今までは、基金があったから、基金をうまく活用しながら行ってきたんですけど、非常にやはり苦しい状況でございます。それをどうするのかっていうのは、やはり具体的には国保の特会につきましては、一般会計からいつも繰り入れをもらっているんですけど、基本的にはやはり医療ていうのは絶対行なわなければ命がなくなりますので、やはりこれは避けては通れないところでございます。やはり所得が上がれば一番いいんですけど、なかなか所得が上がらないと。その上がらない状況をどうして運営するのかというのはもう引き算すれば分かるんですよ。足し算引き算すれば。もうマイナス部分を今一般会計から繰り入れて、基金と合算させて何とか運営を行っているんですけど、やはり国保特会につきましても、やはり予備費が年々減少しております。予備費というのは打ち出の小づちじゃないんですけど、何かあったときにそれを資産運用じゃないんですけど、繋ぎ止めておくだけの経費でございますけど、なかなかそこも底をついてきている状況でございますので、ここはやはり一番良いのは先程申し上げました、所得が上がればですね。なかなかそれも厳しい状況でございますので、そこら辺は何て言いますか、これという特効薬は処方できませんけど、今のところ現状としてはそういう状況ですので、これがいいよっていうのはちょっとこのままではなかなか申し上げないところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

今担当課で言われよっぱってんが、国保税について国保運営委員会ですたいね。議員も。そこん中でもいろいろ話が出たごと、この担当課とか町で決めるのはじゃ上げるか、上げないかだけなんですよ。県が12年度やっていってね。そこはこの国保運営委員会の中での審議はしてもらおうとは思っとつとですよ。しかし議員の皆さん方もそこはじゃあ上げましょうよとか、いんにや上げじいっちゃかーじゃとか、基金も今のところ1億6,000千万はあっじゃなかねとか、そういう話があって、本当は国保だけでいくなら一般会計から出さんでよかごと、上げたが一番よかつですよ。それでじゃあさっき山口議員に答弁したごと、国保税ば上げてじゃあ入ってこんぎにやなんもなかわけですね。未収金が多なって、意味なかわけですよ。ですからそこら辺は悩ましかところやつけんが、いろいろ検討しよつとやつけんが、また今度国保運営委員会の中でやりますので、そこら辺でまたいろいろ教えて話をして下さい。特にここで分かってあつて思つとつけんが、その委員会の中の話はね。ですから、ほかの方が言われたように、上げていかんばんじゃなかねとかいう話も出ました。しかしまだ私は上げんという話をしておりますので。しかし今委員会とか何とかが優先していますので、そこでいやもう太良町は国保もざつとなかごたつけん、上げんしゃいて言われればそりゃ簡単に上げるごたつ方法はさるっわけですよ。しかしそういうことが一概に上げたけんがじゃあ国保税が伸びたのかっていうたらならんて私は思うわけ

です。今の状況では。やはり未収金も増えてくると思うわけです。そこで悩ましかとこやっけん、これ担当課だけの問題じゃなかつたすよね。県あたりとも協議をしようなかでも、県でもまた、県は上げたがゆ一なかねごたつことば話したとばつてん、私はまだ上げていうふうなことは言いよつです。そういった状況です。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

総合的な判断でやっていくという話ですから、単独、それぞれの課で決める問題ではないというような答弁かなと思っていますけど。そういうことで。

○待永委員

そしたらやっぱり3割軽減とか、5割軽減、7割軽減、今3種類あるですかね。そういう方が増えていくんじゃないかなと。このデータから見てですねという感じがするんですけど、それ今何人ぐらいいらっしゃいますか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

世帯数ベースで言いましたら、86ページの中ほどに低所得世帯に対する軽減の状況ということで、世帯数のほうちょっと記載させていただいている状況でございます。

○待永委員

年々増えている状況ですかね、そしたらやっぱり。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

増えた、減ったというのがあってそれもここに記載しております、医療分と後期、介護分ですね。一概に医療分だけ申し上げますと、7割軽減が今世帯数が455件ですね。R4年度の前回は462世帯。5割軽減のR4年が209世帯、2割軽減が151世帯になっております。

以上でございます。

○坂口委員

今幸いにして町長がある程度考えながら、上げんでおつてくいいよつたいね。今の問題。しかしその12年にはもう県が一律にパツてするわけやろ。してしまうわけでしょ。そぎゃんしたときやっぱいどんどんこりゃ減つてにやいかんもんね。増えていくわけですよ。そがんしたときに合わせんばいかん。そこんにきはもう言わるつごと多分悩ましかところでしょう。町長としたらやっぱいなるべく負担させんとがよか。我々議会も本当は負担をさせんほうがよか。我々もそういう年齢になってきよつけんですよ。そこはどうするかで。そいけんが基金あたりば例えば積み越して基金運用あたりば上手に考えればどがんかなて。いくらかでもその足しになつごた状況は作れんのかなという気でもせんでもなかとばつてん。ただ1億じゃいくらいじゃなかなか補填はできんばつてんですよ。基金の運用ば。今結構そがんとで利益ば出しよる自治体もあるし、個人でも団体でもばつてんが、その辺の

運用ば少しでも出すような方向を財政課長何じゃいなかろうかね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

12年度に県一本の国保の税の一律化を予定させていただいております。なお、それまでに保持している市町の基金につきましては、その12年度までに使って下さいというようなことになっておりますので。それ以降は今のところ考えられておりません。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

私もそれ県のほうに基金はうちが、極端に言えば勝手たい。そいばなし県が12年度以降は基金の利用はだめよて。やっぱり国保世帯がやっぱり厳しいと経営が。そういったことも含めて基金で賄ってやろうて思とったばってんが、12年度までにあるもんは使ってしまえんごと言うたてふうなことやっけんですよ。こりやおかしかつじゃなかなて。そいけんそこら辺はまあ何かの折に私も県のほうで会合あったときは言うてみゅーかにやて思とっとですけど。ちゃーがつかったっちゃ言わざるをえんと。じゃあ一般会計から基金のほうで出してやってね、少しで一気にボンて上げん。ちょっと上がってきたときには困るもんやっけんが、一気に上がらんごと少しでもこの基金の中からでもさるつぎにやても思てはおととですけど、県は基金はもう認めんてなことば言いよる。

○坂口委員

そんない今のあいじゃ12年度にはピシャっと一律にするわけね。こりや間違いなしすつとでしょ。県は。方向はね。そのあとその今町長が言われるように基金を我々は活用したりなんかして、軽減ば図ろうて思とったとばってんが、そいは使ってしまえと言うわけたいね。そんないそれまでに使ってしまわんばたいね。そぎゃん使ってしまえて言われた以上は使ってしまわんばたい。そりゃ、ね。そいけんどぎゃんなつか知らんばってん、いつときゃその基金のいくらかは軽減して使う。そのあとがしかしあいどん大変ね。

○町長（永淵孝幸君）

悩ましかとこなんですよ。別にどぎゃんじゃい基金ば狙とってしれ一って国保のほうに回してやるていうごたつとのされればよかいどん。そういうことはどうもされんごたつし。基金ていうとはもう使われんごたつしね。そいけんできるだけ税金ば上げんでしてやるごとなつとが私の考えなんですよ。しかしもうそこになってくれればね、もうやむを得んけん上ぐつとは仕方なかにやと。県が統一でやってくれればと思とつとばってん。悩ましゅうしてですな。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

状況については、そういう状況。大きな課題かなと思っておりますけど、一応そういうことで、執行部としても考えているという話ですね。

○山口委員

そいぎその 12 年度以降は保険税率が上がるとか、一律になる且つ、その町のほうである意味ちょっと補填ていうか、肩代わりを今している部分があると思うんですけど、そういうのがなくなって、基金も解消してもう個人から必ず徴収を 1 対 1 でせんぎいかんごとなっているとが令和 12 年度ですかね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

イメージとしては、後期高齢者医療制度が平成 20 年ぐらいですかね。発足したんですけども、そのようなかたちになります。恐らくですけども、市町が担うところは保険料の徴収業務と窓口対応のところの業務になります。財政面のところについては、恐らくそのときに何らかの団体組織が作られると思うんですけども、そこで調整されることになります。当然市町のほうから、負担金も発生するようなかたちで各個人さん、被保険者さんの負担軽減ていうのは当然図られるべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

質疑がないので質疑を終了いたします。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので採決いたします。

よって、これより議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 議案を一括して採決をいたします。

議案第 55 号 令和 5 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、
議案第 56 号 令和 5 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上
2 議案は原案どおり認定すべきことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 つの特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前10時 57分 再開

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

お諮りいたします。次に審査をいたします漁業集落排水特別会計、簡易水道事業会計及び水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 令和 5 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の 276 ページから 288 ページまで、行政実績報告書では 91 ページから 92 ページまで、議案第 58 号 令和 5 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び議案第 59 号 令和 5 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての一括審議に入ります。

議案第 57 号 令和 5 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 令和 5 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 59 号 令和 5 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

行政実績並びに事業実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○環境水道課長（川崎和久君）

《漁業集落排水特別会計、簡易水道事業会計、水道事業会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

以上 3 つの会計について説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、会計名と関係書類及びページ数を言ってから簡潔な質問をお願いしたいと思います。質疑の方ありませんか。

○山口委員

今回水道事業で管路更新率っていうのがあって、それが決算書の 9 ページ、太良町水道事業会計の 9 ページと、あと簡易水道の 13 ページにあるんですけども、これ 0.63 とかいて、76 ていうのがあるんですけど、これどういうふうに見たらいいですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

この 0.63 の計算根拠ですけど、これにつきましては今年度の水道事業で申し上げれば、管路延長 221.8 メートルを今回更新しております。それを水道事業全体の管路延長で割り、パーセンテージとなる 100 を掛けた数値が 0.63% となっております。

○山口委員

その 0.63% が更新されていますと。今年されましたということですよ。今年度ていうか去年ですね。

○環境水道課長（川崎和久君）

はい。議員御案内のとおりでございます。

○山口委員

その管路の経年化率っていうのが 21.83% っていうのと、簡易水道でも 19.42% であるんですけども、これをどのくらいの大体ずっと 20% ぐらいが劣化しているような水準で推移するのか、例えば壊れながら直していくわけですよ。全体の大体 20% ぐらいが経年劣化している状態に今なっているということですよ。これ見たら。令和 5 年度です。

○環境水道課長（川崎和久君）

先程ちょっと議員申されました、20% ですけど、耐用年数 40 年を経過している指標率についてのパーセンテージとなっているところでございます。

○山口委員

その 20% ぐらいずっと年々経年劣化している 40 年を超えている長さっていうか、元々は 16% ぐらいだったのが、今 21% になっていると。なのでこれどんどん 40 年を越えているエリアが増えているということですよ。なので修理が追い付いてない状態ということで、今後どのくらい急いで修理されるのか、それが資金的に急ぐことができるのか、それによる影響とかっていうのは分かりますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在 40 年経過する試算についてはこの 20% を推移している状況でございます。管路更新率につきましても、0.63% ということで、若干低いパーセンテージで今現在工事を行っていますけど、現在財源として運用できる程度の工事の規模で工事をしているところでございます。今後は起債など借り入れながらこのパーセンテージについても 0.6 から 1 ないし 1 を超えるパーセンテージでこの管路更新率を満たす工事を計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○森田委員

実績報告書の 92 ページですけど、竹崎地区の集落排水の加入世帯が 193 戸、それで接続

世帯が 174 戸ということは加入はしているけど、接続はされてない方がおられるってことで良かったですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

はい。議員御案内のとおりでございます。

○森田委員

ちなみにその 20 軒近くの方は実際どうされているんですか。加入料は払われているってことでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

加入金のほうはお支払いされていますけど、何らかの事情によってまだ接続まではされていない状況でございます。

以上でございます。

○川下委員

10 軒が今休止状態になっとならば、こいは繋ごうとしたらすぐに接続できる状態で止めてあつとですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

宅内の方の公共柵といいますか、そういった柵が設置されております。転出とか転居など、あとは亡くなられたりした方の休止とかあって、10 戸あるということでございます。

以上でございます。

○川下委員

止めている状態やったら、劣化ていうとはそげんせんですぐにまた使おうとしたら、すぐにでも使える状態にはあるってということですか。

○環境水道課水道課長（川崎和久君）

宅内に入っている公共柵から公道の方を私どものほうで管理をしておりますので、それはできると思いますが、宅内外の配管については私ども確認できていませんのでその辺りはちょっとお答えできません。

以上でございます。

○坂口委員

簡易水道にせろ、水道事業にせろ例えば施設が、例えば 40 年で更新、替えるような状況を町はまず考え方として持つとね。そして、その延長例えば簡易水道、水道事業にして 40 年以上になるような、どのくらいのメーター残ってっていうかな、せんばいかんごたつ状況にあつとかな。

○環境水道課長（川崎和久君）

40 年というのは、税制上の一応耐用年数でございます。管路の更新については、ある程

度それが目安となりますけど、管路更新につきましてはある程度 40 年を経っても管路自体がそういった劣化などしていないところにつきましては、早急にそこを替えるということは考えておりませんが、やはりそういった箇所とかまた以前の工事の状況によって、漏水などが発生するところもございます。そういったところは今更新のなかで、更新工事のなかで行っておりますけど、目安としては 40 年を更新の目安とはしております。延長につきましてはちょっと今。

○環境水道課水道係長（境田裕也君）

一応経過管として 7,800 メーターぐらいあります。これは上水道のほうです。

○坂口委員

簡易水道は。

○環境水道課簡易水道係長（樋口和規君）

お答えします。

簡易水道につきましては、大体ですけども、12,000 メートル。

以上です。

○坂口委員

その部分について、例えば漏水が激しかったりとか、特別早めにしたいとか、以前伊福地区ば全体的にしたごたつときのあったいね。給水率の悪してね。こい特別に一般会計から出していれてもろうて、いっぺんにした事例もあるわけね。そういうなかで今の 7,000 とか 12,000 とかある部分でここは例えばもう早めにした方がいいんじゃないかなという部分があるのか、ないのかね。やっぱあつとすればやっぱり一般会計から出してもらってもですよ、早めに決着をしとけば後々のためになつたいなしたいすつたいね。要望があったり何かいろいろやろうばってんが。伊福はそぎゃん状況やったけんが、要望もあつたし、よその今の現在のこういう状況の中で特別要望があつところがあるのかどうかも分からんとばってんですよ。そういう状況があるのかどうか教えて下さい。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今現在一般会計のほうから、里地区と蕪田地区の 2 地区については工事費用を全額負担していただいて、工事しているところでございます。この 2 つが低有収率地区やったですかね。そういった理由もあって繰り入れていただいております。今後もこの 2 地区が完了した後に再度低有収率地区は補填させていただいて、そちらについては全額一般からの繰入というかたちでお願いできればと思っております。

以上でございます。

○坂口委員

町長今のような状況ですので、そぎゃんいうふうな状況で町が一般会計から出していた

だいたてことで、早期していただいているような状況です。ほかの地区においてもこういうとがあった場合はやはりできるだけ水道事業だけでなかなか先に進まんもんですから、一般会計からも出してですよ、早めにそういうとのないような状況を作っていただければと思います。よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

そういった場合が出てくるというときは、中期財政計画ていうようなことで財政課のほうでも担当課から聞き取りをしながらやってもらっておりますので、そういったところでも検討して一気にぼんて言われるんじゃないなくて、計画性を持ったようなかたちでの対応をやっていきたいというようなことを、今もう既にそういったかたちをとっておりますので、有収率を上げるためにもそういうふうでいきたいと思います。

○山口委員

その今有収率の話が出てその水道管の漏れというのを今こうどういうふうに調査をされているのかそれを教えて下さい。

○環境水道課長（川崎和久君）

漏水の調査につきましては、まず外部委託を簡水、上水、企業会計で予算立てして外部委託をお願いしております。また、職員によって集中監視といって全地区を網羅しているわけじゃないんですけど、集中監視でうちのほうで配水量が見られる分につきましては、夜間の配水量を見て多くなっていれば、現場のほうに出向いて路面に水道の水が出ていないかどうか確認しながら行っているところでございます。

以上でございます。

○山口委員

40年経過したエリアがどんどん今後急速に増えていくと思うんですけど、そういった場合にその例えばポンプに対する負担とか何かそういうものって、まあより大きな圧力で漏れているとすれば送り出す、ポンプに対して負荷がかかっているとそういうのって今見られていることってあるんですか。

○環境水道課簡易水道係長（樋口和規君）

お答えします。

太良町の水道施設においては、ポンプで圧を掛けて送っている配水はございません。高いところから低いところに落とす自然流下方式という方式で配水をしております。

○山口委員

じゃあ汲み上げるときにポンプで。

○環境水道課簡易水道係長（樋口和規君）

そうです。

○山口委員

そしたら多分漏水の箇所ば調べるっていうのは超能力でも使わないとなかなか難しか部分のあつて思うけんですね、さっき坂口議員も言われたとおり、あるエリアは集中的に替えるとかつていうのを今後は検討される必要もあるのかなと思いました。

以上です。

○峰委員

簡単なことなんですけど、簡易水道とこの太良町水道事業の区別ていうかそのどういった区切りをされているのか。違いを。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

上水道と簡易水道の区割りということで御質問と思いますけど、それにつきましては、上水道につきましては計画給水人口、これが5,000人を超える場合に水道事業として運営することとなっております。また、簡易水道につきましては、計画給水人口が100人以上で5,000人以下という区分になっております。

以上でございます。

○峰委員

それと有収率ていうとはどういう。

○環境水道課長（川崎和久君）

有収率につきましては、配水池から送られた水が、実際料金としてかかる水の量の数値でございます。

以上でございます。

○峰委員

もう一つだけよかですか。

今喰場地区も工事をやってもらっているんですけど、その業者さん太良町にも水道される業者さんおられると思いますけど、カネシゲさんとか入ってやっておられますけど、日頃から町長が地元の業者を使って工事をされるということでございましたけど、どういうあれで町外の人も工事をされているのか分かつぎ教えて下さい。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今カネシゲさんが鹿島のほうから太良のほうに来られていますけど、営業所のほうを太良のほうに置かれております。太良に営業所を置いた業者さんはうちのほうで指定業者として指名するようなかたちをとっています。またそういった資機材ですね、そういったのもある程度備蓄といいますか、資機材についてもそういったものを持たれているところを町の業者として指名のほうでさせていただいております。

○山口委員

水道事業で事業収益が、1 ページですね、5,400 万ですね。結構利益っていうか、が出ていると思うんですけど、8 ページの今年度収支は1,000 万円純利益となりました。水道事業会計で。簡易水道のほうも1,600 万円純利益でなっているんですけど、これ例えば給水人口が世帯がどれくらいまで減ったら赤字になるとかっていうのは、何か計算とかあるんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

世帯の給水人口の変動によつての試算のほうはうちのほうで持ち合わせておりません。

以上でございます。

○山口委員

結構利益出ているような感じ、その会計のあれを変えたのでこういった数字が見えるようになったと思うんですけど、太良町今結構水道料金てほかと比べても安くなっていると思うんですけど、今後人口が減ればもちろん料金上げるかみたいなそういう話になってくるときもくるのかなと思って、そういうので赤字になる人口がどれくらいかていうのを是非シミュレーションをしてもらえればなと思って質問をしました。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

質疑がないので質疑を終了いたします。討論の方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので採決いたします。

最初に議案第 57 号を採決いたします。

議案第 57 号 令和 5 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よつて、議案第 57 号特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第 58 号、および議案第 59 号を一括して採決いたします。

議案第 58 号 令和 5 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分および決算の認定について、議案第 59 号 令和 5 年度太良町水道事業会計剰余金の処分および決算の認定について以上 2 議案は原案どおり可決、および認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よつて、議案第 58 号および議案第 59 号の 2 つの事業会計剰余金

の処分および決算の認定については原案どおり可決、および認定すべきものと決定いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

午前11時 57分 休憩

午後13時 00分 再開

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

それでは休憩を閉じ、午前中に引き続き会議を再開いたします。

議案第 60 号 令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

次に、議案第 60 号 令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

事業実績について太良病院事務長の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては簡潔にお願いしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手をもって発言を求め、委員長の許可を得てから、決算書及び審査意見書のページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○山口委員

町内にある病院の数が田代医院さんが閉院されて、その太良病院としたら去年どういう影響があったのか分かれば教えて下さい。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先程説明のなかで、コロナの患者数の増とかで外来が増えたとは話をしましたが、田代医院さんの閉院の分も影響はしていると思います。そこで何人ぐらい増えたかという数値まではそこははっきりとは分からないところです。

以上です。

○森田委員

1 ページの第2 款の訪問看護ステーション事業収益の予算額と決算額では大きな違いがありますけども、これは何故でしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

当初予算時のスタッフの人数が5 名だったのが、途中で4 名に減らしております。6 名から5 名に減らしております。すいません。そういったところで減らしているからです。

以上です。

○森田委員

これはオレンジなんとかっていわれる車のみかんの里やったかな、あの方たちになりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

議員お見込みのとおりです。

○森田委員

この方たち大体何人ぐらいでグループを組まれて活動されているんでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

正式名称は訪問看護ステーションとなるんですけど、スタッフ数は現在5 名です。グループとかではなくて、スタッフ全部で5 名で、利用者の方の状況によって2 人体制で行ったり、1 人で行くこともありますし、そんな感じで運営しているところです。

以上です。

○大鋸委員

人員をちょっとお尋ねしたくてですね。ほかの居宅介護支援事業と通所リハビリと訪問リハビリのそのスタッフの人員配置をちょっとお尋ねしたい。何人でやられているのか。ページは特に。人数を知りたい。1 ページでも2 ページでも。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません。スタッフの人数ということで、訪問看護ステーションが5 名、居宅介護支援事業所が実質4 名、通所が7 名とあと病院のリハビリのほうから応援でちょこちょこ1 名入っているぐらいで。7.2 か3 ぐらいになります。一番下の訪問リハビリテーションが3 名です。

以上です。

○大鋸委員

ありがとうございます。それとは別に 14 ページの類似病院というふうに比率が上がっていて、類似病院というのが上がっているんですけど、例えばどこらへんとかいう具体的な病院とかが上がったりしているんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

類似病院とは総務省のほうがある程度病院のベッド数とかで振り分けをしておりますて、一番うちが近い類似病院となるとところがまずが一般の急性期病院というくくりが 1 つと、病床数が 50 床以上 100 床未満そういったくくりで、看護の基準が 10 対 1、あと不採算地区の 2 にあたるような病院。太良町と同じような地域にあるような病院ということですかね。大体そういうところを集めたのが類似病院となります。

○大鋸委員

具体的な病院というのは分からないということではですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

あの具体的な病院名は分かりません。

以上です。

○待永委員

13 ページ。通所リハビリここが収益が減っていて、事業費が増えてるという内容になっておりますけれども、ちょっとその内容についてどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず費用が増えている点から申します。費用が大きく増えているのは、会計年度任用職員制度が始まって、人件費がまず大幅に増加しています。以前が通所リハビリのスタッフ、以前は 7 名か 8 名かいたときがあったと思うんですが、正職員 1 人だったんですね。今は正職員が 2 人、あとは会計年度任用職員ほぼフルタイムになります。そういった方々が、時間給で良かった方々が、もう賞与まで出すような状況、ほかの事業所も全部そうなんですが、そういう状況で大分人件費がかさんでいるところになります。それと収入が減っている部分ですが、介護報酬の改定毎にどんどん厳しくなっていて、通所の部門は点数があんまり上がっていないところがあります。それとなかなか加算が上手く取れていないところもありますし、昨年度はコロナが流行ったときに若干縮小したりとかそういうのも何回かあっています。そういったところで収入が減っているところがあると思います。

以上です

○待永委員

それと働き方改革をして残業をなるべく減らす、時間外を減らすという指導もされていると思いますが、若干見ただけで9名の方が100時間以上されているんですけど、その内容について。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

9名のすいません、はっきり名前は覚えていないんですが、その9名はオペ室の手術に関わっているようなスタッフになります。どうしても緊急で2例入ったりしたときに、5時6時を遅いときは7時とかそういったことがありますので、ちょっとそこは仕方ないかなというところです。そういう方がその人に負担が集中しないように数年前からローテーションをどんどんかけてそこだけに固定せず、外来、手術室、オペ室、訪問看護、いろんな事業所を看護師はローテーションをするようにいろんな経験をしてもらうようにはしています。

以上です。

○待永委員

以前と比べたら大分時間外減っているの、努力してあるのかなと思いますけど、やっぱり絶対ここオペに必要というか、その看護師さんにも資質があると思うんですけど、その辺のことはどういうふうに考えてありますか。やっぱり絶対必要な人っていうか、なるべくローテーションをしようとしてあると思うんですけど。固定化したほうが患者さんは安心ですよ。ただ経営としてはこうローテーションをしていかないといけないっていうことで、質を上げるためにそしたらどういうことを実際にありますか。その看護師さんの。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

すいません、質を上げるために逆にローテーションしていろんなところを経験してもらうというのがあるかと思います。全員を動かすんじゃなくて、そのやっぱり核となる人はやっぱり若干長めに配置をして、指導する立場の方になりますけど、そういった方はきちんと指導をしていただいて、後輩の指導という意味でやっているところです。固定するより、1つの部門だけを覚えるよりいろんなところ経験したほうがやっぱり緊急な場合のその人の能力という患者さんに向かうときの、いろんな技術というのは絶対上がると思いますのでやっぱりローテーションは必ず必要なことと思っています。

以上です。

○峰委員

今コロナのほうも落ち着いたとは思いますが、今現在の太良町内でのコロナの状況

とそれから、小児科が月水金に変更をされたということでもありますけど、太良町も子育て世代がかなり子供が増えてきたということで、その子供の患者ですね、そういうふうな対応が月水金でうまくいっているのかその辺をちょっとお聞かせください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まずコロナの状況ですが、7月の中旬から8月中旬が一番ピークでした。皆さん御存知かもしれませんが、佐賀県全国で定点の数がトップだった時期もあります。そのなかでも杵藤地区この佐賀県南部地区が一番トップだったんですね。その頃本当に病院のほうも大変だったんですが、今現在ここ2週間、3週間は大幅減ってはいます。減ってはいますけど、毎日陽性の判定をしている人は今でも1人は必ずいます。あと入院のほうは、9月になってからは入院患者はいないかと思います。それまではずっと2床埋まったり、数か月前は若干院内で広がったときクラスターていわれるようなそういったときは、6名とかそういう入院患者もいらっしゃいました。今は大分落ち着いてきています。それと小児科についてですけど、昨年までは常勤の先生がいらっしゃって、ある程度毎日対応ができていたかと思うんですけど、どうしても退職されて、今非常勤の体制で月水金となっています。患者数も昨年に比べますと、1週間あたりで半分ちょっとまで減っているのが現状です。それで太良町の子どもたちの小児の受診を全部賄えているのかって言われたらちょっと鹿島市とかその辺に尋ねないと分からないですけど、現状は今のところはまわりはしているのかなと思います。もちろん毎日24時間先生がいらっしゃたらそれはもう一番町民にとってハッピーなことですが、どうしても今本当に小児科も少なく、拠点病院化するというのが数十年ちょっと前からありまして嬉野医療センターがこの地区の小児の拠点病院というふうに言われていたんですけど、それすら今厳しくなっている情報を聞いてます。そういう状況で何とか小児科4月の時点で0になるかもしれないあったんですけど、何とか週に3日でも来てもらっているというのが現状で、本当厳しい状態ですが何とか小児の患者さんを受け入れる体制はできているのかなというところです。

以上です。

○峰委員

今子供は火木土日に熱のようずっとですよ。今日は休みぞていうときに限って熱のずっけんですね。そういった場合はとにかく病院のほうで対応してもらってどこの、在宅ですかね、そういう紹介をうまくやってもらってとにかく親御さんが心配されない体制をとっていただきたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

今実は小児科の先生の話の出よつとばってんが、小児科の先生が辞められるということで、医院長、事務長と私と実は佐賀大学にお願いに行ったとですよ。しかし、先生たちの

世界ていうともいろいろあって、そぎゃん簡単にこの人ばやりましょうか、あん人ばやりましょうかてならんわけですね。ですから苦肉の策で太良病院もいろいろな小児科の先生にも毎日じゃないけれども、極力やるごとしていうごたっことで今やってもらいよって思うんですけど、私も子育て支援で一生懸命子どもたちのためにしよるなかで、小児科の先生のおらっさんていうのが一番きつかというふうなことまで話ば事務長たちで行ったとですけど……すぐ右から左ということにはならんていうごたっことは私もつくづく分かりました。そういったことで大変な思いをしながら今利用をされていると思います。ここは私がちょっと行って感じたことを今話しただけです。

○太良病院事務長（井田光寛君）

あと町長と一緒に大学のほうにも行っていますけど、人材紹介会社ていうのをたくさん使うようになってきています。小児科もですけど、内科の先生も少ないので、そういったところ人材紹介にお願いするようにたくさんの業者に働き掛けはしております。そういった甲斐もあって、内科のほうの当直に関しては、今現在月に2～3人はもうスポットで福岡、北九州とかから応援に来てくれる先生もいらっしゃるような感じです。最近の医師の働き方っていうのも、フリーでやっている先生が増えているような感じなので、そういった方にとりあえずスポットで入ってもらって、太良病院の良いところをそのときにいろいろ話をして、よければこっちに来てもらえたらなとそういった試みもやっているところです。

以上です。

○峰委員

今田代さんが辞められてもう太良病院しか多良のほうはないので、とにかく一生懸命頑張ってはおられますけど、それ以上に頑張ってください。

よろしくお願いします。

○山口委員

先ほどの内科医、小児科医の先生が全体的に減っているて言われたんですけども、それってどういう理由があるんですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まずは、医局の研修制度、昔4年で卒業したらすぐ働けていましたよね。そういうのが始まって、2年間絶対どっかの高度な病院で研修するようになっていきます。その研修を本人さんたちが選ぶんですけど、そういう選ぶ病院が全部やっぱり都会なんですね。昔は地元の医局に入って、トップの人がうちの医局に入りなさいて感じで、トップダウンで人を集められたと思うんですけど、研修制度が始まることによって、皆都会に行ってしまうて、医局の人が減ってしまっているということが1点と、先ほどから出ています働き方改革、医師の時間外削減そういったもので時間外ができなくなっているんですね。そういう

規制が始まったがために、やっぱり今まで1人で2人分働いていた人も実際医者の世界でそういうところありまして、それができなくなったらやっぱり人を増やすしかない。そうしたら大きい病院大学のような救急のところに人をなるべく集めるしかないなってきました。もう一つが拠点化で先ほども言いましたが、もう佐賀県やっぱり手術はこの病院でしたほうが一番効率良いよねって人を集めたが効率良くやれますよね。そういう考えがもう県としてもそういう考えで、それが地域医療構想という県全体のもうこれは全国的なところですけど、全国的にそういった拠点化とかの話が今どんどん進んでいて、地方になかなかきてがいなくなっているのは現状かなと思います。そうは言っても大学の方とはやっぱりちゃんと今はもう付き合いはしていますので、なるべく派遣をお願いしますということで働きかけはしているところです。

以上です。

○坂口委員

コロナ前までリハビリやったりは黒字やったたいね。一時はリハビリ。待永さんの話を聞いたら、内容によって赤字になっとばってんが、理解はしとっとですけど、今後このそのところについて黒字化になるような状況はあるのか、ないのかちょっと聞きたかばってん。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ちょっと残念ながら今すぐ黒字化できますという返事にはできない状況です。その介護報酬変えてどうにか上げてくださいて本当につくづく思うところです。

以上です。

○待永委員

利益が出るように一生懸命頑張っているんですけど、その反面未収金のほうがなかなかあまり減っているなというあれがちょっと見えない。平成21年が一番古いのがある。そういう状態で今後どんなふうにして未収金に取り組まれるのかまずお聞きをしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

未収金に関しては、ここ上がっている過年度分全てにおいてですね。さっきの類似病院とかほかの病院に比べたら、非常に少ない方です。これ本当に少ないほうなんです。実際過年度分も100%じゃないんですけど、きちっと誓約書も取れていまして、分割払いで月1,000円ずつであるとか、そういった感じで払っていただいているところが結構あります。あと、令和3年、4年、5年でこの辺がコロナ関連での未収が若干ていうか、まあまああるんですね。その原因として、コロナの検査ただで良かったと思っている方がたくさんい

らっしゃって、コロナの検査自体はただでも、薬の処方とかお金がかかっているわけですね。そういったので全てがただと思われて、もうそういう方が時間外に来られていて、預り金をその時期は3,000円の預かりしかしてなかったんですね。それ以上にお金が掛かってしまっているんで、マイナスになってしまって、そのまま払う気もないような、電話してもただじゃなとか、そういう感じの方が数名いらっしゃるというのがあります。

あとは、3年度分は大口のちょっと若い方がいらっしやいまして、そこもお金がきちっと入ったら払いますよという誓約はきちともらっていますし、その若い方なんで、お母さんの方とも話はできていますんで。本当ここ未収上がっているのは、ある程度は話はできているというところなんです。でも、話はできていても、年金月にしかとか、もう5万、6万あっても1,000円ずつであるとかそういったところが意外とあるというのがあります。あとさっきのコロナに対しての対策として今年度から3,000円の預かりを、5,000円に上げておつりが出るくらいだったら、皆さん取りに来られるんですよ。そしたら精算できるので、そういった対策を一つ新しくやっているところです。

以上です。

○大鋸委員

すいません。1ページの一款の項目3、特別利益っていうのはこれはどういったもの。

○太良病院経営管理係（宮崎達也君）

お答えします。

一応これ結構めんどくさい説明になるんですけども、固定資産の購入費に関して、一般会計のほうから繰入金をもらうんですけども、そのもらったお金は一旦繰延収益というものにおきます。固定資産を償却する割合に応じて、ずっと収益化、収益的収入に上げていくんですが、そのとき収益化できない部分がありまして、それをずっと繰り越していくんですけども、ある年度でこの収益を収益的収入に上げるときには、この年度のものじゃなかったんで、過年度分ということでこの特別利益に上げて収益化するという手続きをしております。

○大鋸委員

書類上というかそういう。

○太良病院経営管理係（宮崎達也君）

ここについては現金がそのときに動いているというわけじゃなくて、ずっと減価償却みたいな数字だけで動いているような金額になっています。

○森田委員

2ページの予備費のところですけど、927万3,000円とありますけど、これは具体的に内訳が分かったら教えていただけないですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

2 ページの第 6 款の予備費の支出額の 927 万 3,000 円についてだと思うんですが、その分はマイナスついていきますんで、その一番上の方の病院事業費用の医業費用ほぼそこに 892 万 3,000 円であがっていますが、そこに移動していると。予備費から充当したということです。その充当した内容としましては、空調の工事をしています。空調工事をもう病院のほぼ病室以外の空調の更新をしていますので、その除却費というのがほとんどになります。

以上です。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

ほかに質疑の方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了いたします。討論の方ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第 60 号 令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本日は 6 つの案件を終了しましたので、これにて散会したいと思います。第 2 日目の 17 日も 9 時 30 分からの再開です。よろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 1 時 40 分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 竹 下 泰 信